

今後の農業の決め手は “土づくり”



## 「土づくり支援事業」募集中！



本町では、令和2年度より、高品質な農産物を安定的に生産し供給できる土づくりを進めるため、水田の土壌改良に取り組む農業者に対する「土づくり支援事業」を実施しています。

そのような中、令和5年は記録的な猛暑となり、米の品質低下が発生しました。品質低下の要因の一つとして地力低下が挙げられ、県農業技術普及課から、ケイ酸質肥料を散布することで土壌改善が図られるとの指導があったことから、土づくり支援を拡充して農業者を支援していきます。

### ●補助対象者

土壌改良に取り組む農業者、農業法人、集落営農組織、共同組織又は団体

### ●補助内容

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
土壌改良剤 散布支援	令和6年産主食用米の水稲作付圃場に投入する土壌改良剤（肥料取締法上の肥料を除く）の購入経費	購入価格の3/10以内。 上限 1,000 円/10a	・ 散布を行った初年度から起算して3年間は継続して土壌改良に取り組むこと。 ・ 散布実施した圃場リスト（任意様式）及び土壌改良剤等の購入伝票等を添付すること。

※国及び県の補助事業との重複する場合は、対象となりません。

### ●募集取りまとめ期間

令和6年6月27日（木）まで

### <申込み・問合せ先>

三川町役場 産業振興課 農政係 35 - 7018（直通）